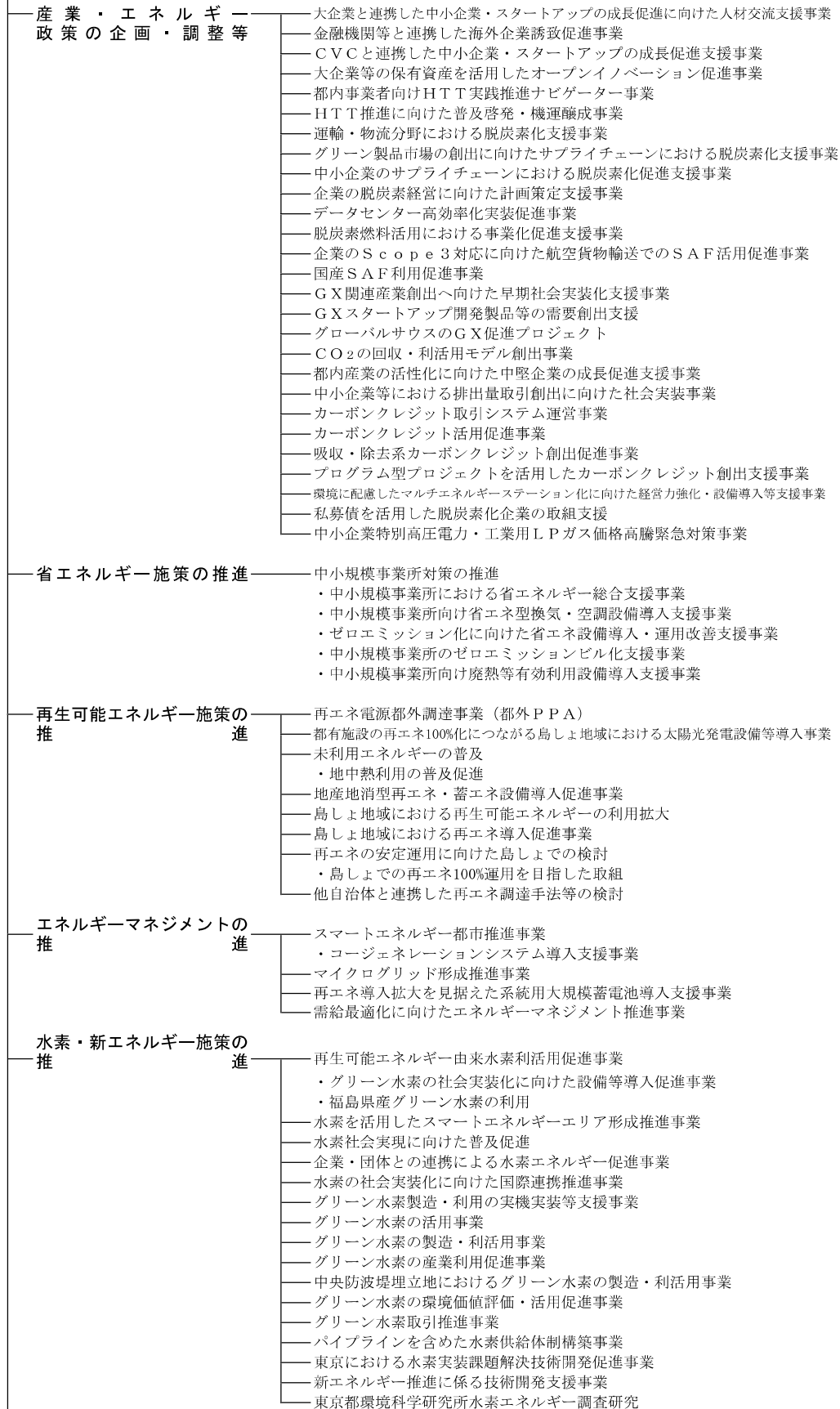
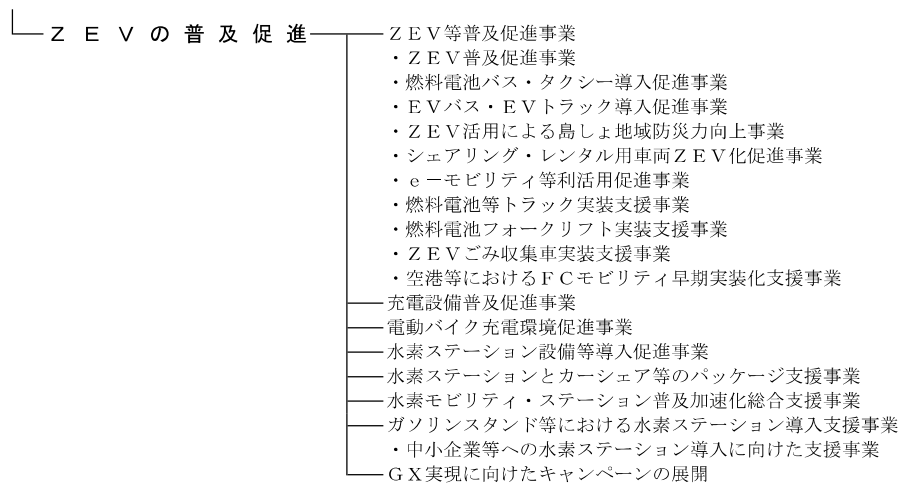


IV 産業・エネルギー対策

○ 施策の体系（令和7年8月1日現在）

産業・エネルギー対策





第1 産業・エネルギー政策の企画・調整等

エネルギー安定供給をめぐる情勢の変化に対応することが必要である一方、深刻化する気候変動への対策も引き続き喫緊の課題であり、都は、エネルギーの安全保障の確立と脱炭素化を目指し、電力を「④へらす、①つくる、①ためる」H T Tの取組等を実施している。

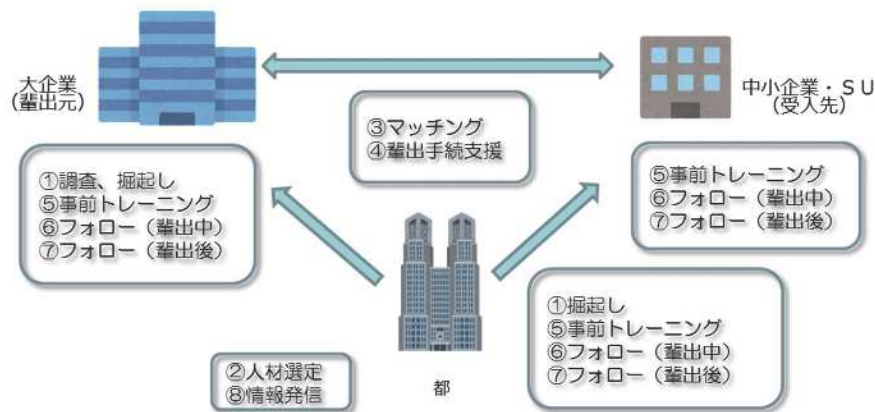
こうしたエネルギー対策の実効性を高めるためには、都内経済を支える中小事業者のG Xの推進が欠かせない。そのためには、環境政策の視点に加え、脱炭素の最新動向を踏まえた企業経営への支援や革新的なイノベーションの創出・活用など、産業政策の視点を併せ持った施策を、大企業を含む多様な主体と連携しながら展開していくことが必要である。

また、大企業の知見・リソース等の活用により、企業間人材交流の促進や投資活動の活性化を図り、中小企業・スタートアップの成長を促すとともに、中堅企業の新事業展開なども支援することで、エネルギー・G X分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

1 大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業（計画課）

円滑な企業間人材交流を促進するため、人材の輩出元となる大企業と、受入先となる中小企業・スタートアップをマッチングし、人材交流に向けた総合的な支援体制を構築する。

※在籍型出向及び副業を支援対象とする。



2 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業（計画課）

都内企業との取引拡大など都内産業の振興につなげるため、金融機関等と協定を締結し、海外企業誘致を促進するとともに、海外企業の都への進出費用等への補助を行う。

図表 1-1 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業の補助内容等

区分	補助額・成功報酬額
海外企業への補助金	都内進出に係る経費の3分の2以内（最長令和9年度末までの合計額 上限1億円／社）
金融機関等への成功報酬	支援対象企業の補助対象経費の3%（1件あたり上限2千万円）

3 CVCと連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業（計画課）

CVC※と中小企業・スタートアップ（SU）とのマッチングや投資に結びつけるための取組を支援することで、中小企業・SUの成長を促し、都内産業を活性化していく。

(1) CVCと中小企業・スタートアップとのマッチング支援

CVCの活動促進のため、投資領域の明確化と投資分野の選定を支援する。あわせて、投資先となり得る中小・SUの発掘、CVCへの紹介・マッチングを支援する。

(2) CVCによる中小企業・スタートアップへの投資環境整備

上記(1)で選定したCVCに対して、投資資金以外の投資活動に必要な概念実証（PoC）経費※を補助し、中小・SUへの投資に結びつけるための取組を支援する。

※CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）

自社事業との相乗効果を得ることを主な目的に、SU等への出資や支援を行う大企業が設立する法人等

※概念実証（PoC）経費

CVCが投資判断前に仮説検証を行うため、SU等が開発したい製品やサービスについて簡易版の作成等を行うための経費

4 大企業等の保有資産を活用したオープンイノベーション促進事業（計画課）

大企業等の保有する設備について、利用を希望するスタートアップ（SU）等とのマッチングを支援することで、オープンイノベーションを促進し、中小企業・SUの成長を支援していく。

(1) 大企業等の保有する設備等の活用可能性調査

都内大企業等が保有する研究開発設備の状況や技術の商業化ニーズ等の実態把握のための調査を実施する。

(2) 中小企業・スタートアップとのマッチング支援

中小・SUとの協業を見据え、設備提供の意向がある大企業等を公募し、利用を希望するSU等とのマッチングを支援する。

5 都内事業者向けH T T実践推進ナビゲーター事業（計画課）

脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層を掘り起こし、個々の事業者に適したH T Tの取組を促すため、H T T実践推進ナビゲーターによる都の支援策の周知やセミナーを実施する。

(1) H T T実践推進ナビゲーター

都内事業者への電話やダイレクトメールによる周知を行うことで、脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層に対して、アウトリーチ型の掘り起こしを行う。あわせて、当該事業者への訪問を実施し、個々の状況に適した都の支援策の活用につなげていく。

(2) H T T実践推進セミナー

H T T実践推進ナビゲーターによる事業者へのアウトリーチ型の掘り起こしと組み合わせ、より効果的にH T Tの取組を周知するため、脱炭素化やG X等をテーマとした事業者向けセミナーを実施する。

6 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業（計画課）

脱炭素社会の実現に向け、H T T 推進に向けた P R や情報発信等を行うことで、事業者等への普及啓発を行う。

(1) H T T 推進に向けた事業者の先進的な取組の創出・情報発信

節電・省エネ等に積極的に取り組む事業者を「H T T 取組推進宣言企業」として登録し、ウェブサイト等で登録事業者の取組を発信する。

(2) 企業等と連携した H T T 推進に向けた取組の P R

H T T 取組推進宣言企業等と連携し、各企業の特徴を活かした多くの人に訴求できるイベントや P R キャンペーン等の実施に加え、都が主催するイベントへのブース出展等を通じて、H T T 推進に向けた取組の P R を行う。

7 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業（計画課）

運輸・物流分野における脱炭素化の促進を図るため、荷主である中小企業者等がグリーン経営認証等を取得した運輸事業者を利用する場合の運送費を支援するとともに、運輸事業者がグリーン経営認証等を取得するために必要な経費を支援する。

図表 1-2 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業の補助対象等

補助内容	
1 荷主に対する支援 次のいずれかの認証等を取得している貨物自動車運送事業者を利用 グリーン経営認証制度、I S O 14001 の認証、東京都貨物輸送評価制度の「三つ星」評価 2 運輸事業者に対する支援 新たに次のいずれかの認証を取得する運輸事業者 グリーン経営認証制度、I S O 14001 の認証	
補助対象者	補助率
1 荷主である中小企業者等	1 運送にかかる経費の 2 分の 1 （上限100万円）
2 認証等を取得する運輸事業者	2 認証の審査及び認証登録経費の 2 分の 1 （上限50万円）

8 グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業（計画課）

都内産業の脱炭素化の取組促進のため、カーボンフットプリント算定を活用し、従来品よりも G H G 排出量が少ないグリーン製品の開発・生産、P R を実施するサプライチェーン等に対し、ハンズオン支援や開発・生産、P R 等に要する経費を支援する。

図表 1-3 グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業の補助内容

補助対象	補助上限額	補助率
中小企業等	5,000 万円	2 / 3
中堅企業	5,000 万円	1 / 2

9 中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業（計画課）

グループで一体的に脱炭素化に取り組む中小企業に対し、削減計画の策定等のハンズオン支援やCO₂排出量の可視化システム・設備の導入等の助成支援を実施する。

図表 1-4 中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業の補助内容

補助上限額	補助率
3,000万円	2 / 3

10 企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業（計画課）

企業の脱炭素化の促進に向けCO₂排出量の見える化を支援するとともに、CO₂削減目標の認定であるSBTの取得に向けた経費支援を実施する。

図表 1-5 企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業の補助内容

補助対象	補助上限額	補助率
中小企業	80 万円	2 / 3
大企業	600 万円	1 / 2

11 データセンター高効率化実装促進事業（計画課）

生成AI等の普及に伴う電力需要の増加を見据え、データセンターの省エネ・高効率化に資する先駆的な取組についてモデルを構築するとともに、省エネ等に向けたノウハウの共有などを行うための調査を実施し、省エネ・高効率化技術の実装を促進する。

図表 1-6 データセンター高効率化実装促進事業（モデル構築）の支援内容

区分	上限額
大規模	1 事業につき 250,000 千円
中小規模	1 事業につき 50,000 千円

※大規模：大規模な設備の導入・改修等を想定

※中小規模：中小規模の設備導入や運用改善、ソフトウェア開発によるエネルギーマネジメント等を想定

12 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業（計画課）

バイオ燃料の活用を促進するため、新たな分野で商用化・実装化に取り組む事業者やバイオ燃料の活用・普及拡大に取り組む事業者に対し、それに係る経費を支援する。また、バイオ燃料と同様に環境負荷の少ない合成燃料の普及拡大を図るため、合成燃料の普及拡大に取り組む事業者に対し、それに係る経費を支援する。

図表 1-7 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業の補助内容（バイオ燃料）

募集分野	補助上限額	補助率
新たな分野におけるバイオ燃料活用	8,000万円	4 / 5
国際的なスポーツイベントでのバイオ燃料活用	1 億2,000万円	4 / 5

図表 1-8 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業の支援内容（合成燃料）

支援上限額	対象期間
＜ 1 件あたり ＞ 令和 7 年度：2,200 万円 令和 8 年度：2,200 万円	令和 8 年度末まで

13 企業の Scope 3 対応に向けた航空貨物輸送での SAF 活用促進事業（計画課）

SAF を使用した航空貨物輸送を利用する事業者に対し、SAF 使用に伴う輸送料の上乗せ分を貨物代理店を通じて支援する。

図表 1-9 企業の Scope 3 対応に向けた航空貨物輸送での SAF 活用促進事業の補助内容

荷主	補助上限額	補助率
大企業	400 万円	1 / 2
中小企業	240 万円	10 / 10

14 国産 SAF 利用促進事業（計画課）

航空燃料の脱炭素化のみならず、東京の国際競争力強化、SAF の安定的な供給や市場の発展に寄与するため、羽田空港において航空会社へ国産 SAF を供給する都内事業者に対し、国産 SAF と海外産 SAF との供給価格の差を助成する。

図表 1-10 国産 SAF 利用促進事業の支援内容

助成単価（上限）	対象期間
100 円/L	令和 7 年度末まで

15 GX 関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業（計画課）

GX 関連産業の創出のため、新たなビジネスの構築や技術の社会実装に取り組む事業者等を支援する。

図表 1-11 GX 関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業の支援内容

区分	支援期間	支援上限額
短期	最長 2 か年度	1 億円/年度
長期	最長 5 か年度	2 億円/年度

16 GX スタートアップ開発製品等の需要創出支援（計画課）

事業会社と GX スタートアップ等とのマッチングを行い、GX スタートアップ等が開発した製品等への需要を創出する。

17 グローバルサウスの GX 促進プロジェクト（計画課）

優れた GX 関連の技術やビジネスモデルを有する都内企業がグローバルサウス諸国に展開するために必要な経費を補助するとともに、現地での事業展開を関係機関等と連携しながら伴走支援する。

図表 1-12 グローバルサウスのGX促進プロジェクトの補助内容

補助対象経費	補助上限額	補助率	
マスタープラン ・FS経費	1億円	中小企業・スタートアップ	2/3
		中堅企業	1/2
実証・事業化 経費	3億円からマスタープラン・FS費用を除いた額	1/2	

18 CO₂の回収・利活用モデル創出事業（計画課）

都内で排出されたCO₂を利活用するサプライチェーンの構築に向け、民間事業者等と研究会を設置し、都市におけるカーボンリサイクルモデルの創出を目指す。

19 都内産業の活性化に向けた中堅企業の成長促進支援事業（計画課）

中小企業やスタートアップを牽引し、都内産業の活性化に重要な役割を果たす中堅企業の成長促進のため、新事業展開や事業多角化、研究開発等に必要な計画策定からプロジェクト推進までを一気通貫で支援する。

20 中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業（計画課）

中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、GXの普及啓発や排出量取引事例を創出する実装事業等を実施する。

21 カーボンクレジット取引システム運営事業（計画課）

中小企業等が国内外のカーボンクレジットを容易に取引できる都独自の取引システムの円滑な運営及び運用改善を実施する。

22 カーボンクレジット活用促進事業（計画課）

都の取引システムで購入したカーボンクレジットを活用してブランディングを行う場合に、プロモーション経費等を助成する。

図表 1-13 カーボンクレジット活用促進事業の補助内容

対象事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額
中小企業	・商品・イベント等に係るGHG排出量の算定に要する経費 ・ブランディング及びプロモーションの企画立案等に係るコンサルティングに要する経費 ・プロモーション実施に要する経費	2/3	200万円
中小企業以外	・プロモーション実施に要する経費	1/2	100万円

23 吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業（計画課）

スタートアップと連携し、都内における吸収・除去系カーボンクレジットの創出モデルとなる事業を実施する。

24 プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業（計画課）

複数の中小企業等の小規模なCO₂削減活動を集約してカーボンクレジット化する「プログラム型プロジェクト」の活用に取り組む事業者を支援することで、中小企業等によるクレジット創出を促進する。

25 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業（計画課）

将来のマルチエネルギーステーション化を目指す中小企業者等が経営するガソリンスタンドに対して、設備の機能向上や事業多角化に向けた取組、事業者に対して、空きスペースを活用した事業展開等を支援する。

図表 1-14 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業の補助対象等

補助対象者	補助額	条件
1 都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等	ガソリンスタンドの機能向上や事業多角化に関する取組に係る経費の3分の2（上限額2,500万円）	専門家派遣における助言等に基づき、設備等の導入等を行うこと
2 都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して、ビジネスを展開する都内中小企業者等	土地使用料などガソリンスタンドに支払われる経費の2分の1（上限額75万円）※脱炭素化に役立つビジネスの場合3分の2（上限額100万円）	

26 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援（計画課）

中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、脱炭素化に取り組もうとする中小企業等に対し、私募債の発行に必要な手数料の一部を補助し、私募債を活用した資金調達とPRを支援する。

27 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業（計画課）

特別高圧電力や工業用LPガスを利用する中小企業者等の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。

図表 1-15 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業の支援内容

特別高圧電力		(3) 工業用LPガス
(1) 直接受電	(2) テナント	
500万円 /所	10万円 /所	10万円 /所

第2 省エネルギー施策の推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内温室効果ガス排出量を2035年までに60%以上削減(2000年比)を目指している。

さらに、脱炭素化に向けた取組、とりわけ事業活動におけるエネルギーの効率的利用(省エネルギー)が喫緊の課題となっている。

都内には、約63万の中小規模事業所(燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL未満となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等)があり、都における業務・産業部門の約6割のCO₂を排出している。

都は、これら中小規模事業所に対し、省エネルギー診断や省エネルギー研修会、助成事業などを実施し、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進している。

1 中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業(事業者エネルギー推進課)

都は、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京における地球温暖化対策の拠点である東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、個々の事業所の実態に即した無料の「省エネルギー診断」や、対策の基本から実践的な知識を学べる「省エネルギー研修会」のほか、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口、業種別省エネルギー対策推進研修会、地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度などの各種支援策を実施している。

また、地球温暖化対策報告書(環境局所管)を提出した中小企業者が、都で指定した機器を導入した場合、法人(個人)事業税の減免を受けられる中小企業者向け省エネ促進税制(主税局所管)において、対象となる照明設備、空調設備、ボイラー設備類、再生可能エネルギー設備の各機器について、メーカー及び機器型番を指定し、ホームページにより対象機器を検索できる仕組みになっている。

2 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業

(事業者エネルギー推進課)

都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者に対し、換気の確保と、エネルギー消費量及びCO₂排出量の増加抑制を両立できるよう高効率な換気設備と空調設備の導入に対する補助を行う。申請期間は、令和3年度から令和4年度まで。

3 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

(事業者エネルギー推進課)

2050年ゼロエミッション、2035年までの都内温室効果ガス排出量60%以上削減(2000年比)を目指して、中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の一部を助成する。

図表2-1 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 省エネ設備の導入 高効率空調設備、全熱交換器、LED照明設備、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓、高効率コンプレッサ、高効率冷凍冷蔵設備などの省エネ設備 2 運用改善の実践 人感センサー等の導入、照明スイッチ細分化工事などの運用改善	
補助対象者	補助率 ※上限額に応じた要件あり
1 中小企業者等 2 上記と共同で事業を実施するリース事業者 又はESCO事業者	○年間CO ₂ 排出量を更新前後で3t-CO ₂ 又は30%以上削減可能な省エネ設備導入又は運用改善の実践に要する経費の3分の2 (上限額2,500万円ほか) ※年間CO ₂ 排出量を更新前後で28t-CO ₂ 以上の場合は助成率4分の3 (上限額4,500万円)

4 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業

(事業者エネルギー推進課)

業務・産業部門における建物由来のCO₂排出量は、都内排出量全体の約4割以上を占めており、その削減に向けた取組が重要である。

そこで、建物の断熱性能の向上と省エネ設備の導入等を行い、ゼロエミッションビル化を図る取組の支援を実施する。

図表 2-2 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業の補助対象等

補助対象	
① ゼロエミビル化設計支援【要件】BELS認証取得 全体又は部分改修を行うために必要な調査、設計、計画策定等に係る経費の一部を助成 ②ゼロエミビル化設備導入支援【要件】ZEB水準の省エネ性能を達成 断熱材、空調設備、再エネ設備等の導入に係る経費の一部を助成	
補助対象者	補助率
1 中小企業者等 2 上記と共同で事業を実施するリース事業者 又はESCO事業者	補助対象①の場合 助成対象経費の3分の2 (上限1,000万円) 補助対象②の場合 助成対象経費の3分の2 (上限1億5,000万円)

5 中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業

(事業者エネルギー推進課)

事業所や工場等から発生する廃熱等を有効利用する設備の導入に要する費用の一部を助成する。

図表 2-3 中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 事業所等から発生する廃熱や大気熱を抽出するために必要な設備の導入 熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等 2 再生可能エネルギー熱を利用するために必要なヒートポンプの更新	
補助対象者	補助率
1 中小企業者等	助成対象経費の 3 分の 2 (上限額1,000万円)
2 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者	

第3 再生可能エネルギー施策の推進

都は、エネルギーの大消費地としての責務を踏まえ、一層の省エネ・節電とともに、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化による脱炭素化を推進していくことが必須である。

このため、再生可能エネルギーによる電力利用割合を、令和12(2030)年に50%程度、令和17(2035)年に60%以上とする目標を掲げ、事業者等の再エネ設備導入と利用の両面での取組を積み重ねながら、令和32(2050)年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指していく。

1 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）（事業者エネルギー推進課）

都外に再エネ発電設備を設置し、その再エネ電気又は環境価値の利活用に取組む都内需要家に対し、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。都外からの再エネ電気又は環境価値の利活用を促進し、都内需要家の再エネ比率向上の手法を確立することで、都内の再生可能エネルギー電力利用割合を拡大していく。

図表 3-1 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）の補助対象等

種別		都内施設に供給する種類毎の助成率		対象設備の助成上限額	
		再エネ電気	環境価値	特別高圧以外	特別高圧
同時設置※	再エネ発電設備	2 / 3 以内	1 / 2 以内	3 億円	6 億円
	蓄電池	2 / 3 以内			
単独設置	再エネ発電設備	1 / 2 以内	1 / 3 以内	2 億円	5 億円
	蓄電池	2 / 3 以内		1 億円	

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量×1時間以上の場合に限る。なお、蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量×1時間未満の場合は単独設置の助成率等を適用する。

2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（事業者エネルギー推進課）

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管。事業者向け補助は環境局へ執行委任）

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域の事業所等に対して、都への環境価値の帰属を条件に、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。

図表 3-2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
島しょ地域の事業所等に設置する太陽光発電設備・蓄電池 ※蓄電池の補助上限容量を撤廃	設備設置に係る設計費、機器費、工事費の4分の3以内（上限額1億円）	・系統負荷軽減に資すること ・発電により得られる環境価値を都に帰属すること ・島しょ地域の自然条件を踏まえ、設置する場所における風況、塩害等への対策を考慮して設置すること 等

3 地中熱利用の普及促進（事業者エネルギー推進課）

地中熱は、地中の温度と外気との温度差を空調などの熱源として利用する再生可能エネルギー熱の一つであり、電力消費量の削減に寄与するとともに、再生可能エネルギーの利用拡大という面からも、導入の意義は大きい。

都内においては、有明アリーナをはじめとする都有施設やオフィスビル等に導入されているが、地中熱交換器設置に係るボーリング工事等の導入費用の負担が大きいこと、事業者等の認知度が低いこと等の理由から、十分に普及が進んでいない。

このため、都は、東京地中熱ポテンシャルマップを作製するなど、地中熱利用について普及啓発を行ってきた。引き続き、普及啓発ツールの活用等により、事業者等の認知度向上を図っていく。

4 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業（事業者エネルギー推進課）

エネルギー価格上昇の長期化が懸念される中、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する地産地消型再エネ設備の導入促進がますます重要になっている。

そこで、都内に地産地消型再エネ発電等设备・熱利用設備若しくは蓄電池を設置、または、都内に環境価値を還元することを条件に、都外（東京電力管内）に地産地消型再エネ発電等设备を設置する事業者に対して、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。

図表 3-3 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業の補助対象等

助成対象事業	中小企業等※ ¹	その他
・都内再エネ発電等设备 ・都外再エネ発電等设备	再エネ発電設備：2／3以内 同時設置する蓄電池：3／4以内 (上限2億円※ ² ※ ³)	再エネ発電設備：1／2以内 同時設置する蓄電池：2／3以内 (上限2億円※ ² ※ ³)
・都内再エネ熱利用設備 ・都内地域活性化につながる再エネ設備※ ⁴	3／4以内（上限2億円）	2／3以内（上限2億円）
・都内蓄電池単独	3／4以内（上限900万円）	2／3以内（上限800万円）

※¹ 中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等

※² 都外設置の場合、再エネ発電設備の発電容量×1時間以上の蓄電池同時設置で上限2億円、それ以外の場合は上限1億円

※³ 同時設置の再エネ発電設備と合わせた上限

※⁴ 営農型太陽光発電、廃材等を利用したバイオマス発電

5 島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大（事業者エネルギー推進課）

島しょ地域は豊かな自然環境を有し、再生可能エネルギーのポテンシャルが大きい地域である一方、電力の多くを重油を燃料とする内燃力（ディーゼル）発電で賄っている。

各島の特性を生かした再生可能エネルギーを活用することにより、内燃力による発電を低減することが可能となることから、割高な化石燃料の使用が抑えられ、気候変動対策にも貢献で

きる。また、島のエネルギー自給率が高まることで、防災力の向上にもつながる。

具体的な取組として、平成 25 年 1 月から都は八丈町とともに、八丈島の地熱発電所において、検討委員会を設置し、地熱利用の継続拡大について検討してきた。平成 28 年度には、町が地熱発電事業者を公募選定し、協定書を締結した。平成 29 年度から選定事業者による事業化に向けた本格的な取組を行っている。

令和 6 年度からは、大島にて先駆的な再エネ機器を小規模で実装する再エネパイロット事業を開始するとともに、浮体式洋上風力発電の設置に向けた支援を実施している。

6 島しょ地域における再エネ導入促進事業（事業者エネルギー推進課）

島しょ地域では再生可能エネルギーの初期費用が大きく、輸送費等の導入費用が本土と比べ割高であることから民間事業者の参入が進まない。

令和 7 年度から、固定価格買取制度（F I T）対象の電源を導入する事業者を対象に、島しょ地域への再生可能エネルギー普及拡大に向け、発電量に応じた支援を実施する。

7 島しょでの再エネ 100%運用を目指した取組（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、平成 30 年度から小笠原母島において太陽光発電と蓄電池を組み合わせることで 1 年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業に向けた調査を実施している。令和 6 年度からは設備の設置工事を行っており、令和 7 年度に実証を開始する。実証後は、太陽光発電による電力供給を継続するとともに、更なる再生可能エネルギーの拡大を目指していく。

また、令和 7 年度からは、母島実証事業で得られた知見を活かし、他島展開に向けて土地調査等を実施する。

8 他自治体と連携した再エネ調達手法等の検討（事業者エネルギー推進課）

再エネの更なる導入拡大には、再エネ資源を豊富に有する他自治体と連携し、その再エネを都内に調達する取組を進めていくことが重要である。

そこで、再エネ利用による利益を地域に還元することで、再エネ設置地域の活性化を支援するとともに、都内事業者が再エネをより調達しやすいスキームを検討する。

第4 エネルギーマネジメントの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、エネルギーマネジメントによるエネルギーの需給最適化に向けた取組を行っている。この中で、再生可能エネルギーの導入拡大が進み、出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。

このため、事業者向けの支援として、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入や、事業者が主体的にエネルギーマネジメントを行うためのシステム導入、再エネや蓄電池等の分散型電源を束ねて需給をマネジメントするアグリゲーションビジネス等の取組のほか、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステムや熱電融通インフラの導入を支援し、さらなる電力需給の安定化を目指す。

加えて、地域内での再エネを面的に融通するマイクログリッドのモデル構築を支援する。

1 コージェネレーションシステム導入支援事業（事業者エネルギー推進課）

「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、再エネの出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。コージェネレーションシステム（CGS）は、需給ひっ迫時の焚き増し対応等による需給安定化への貢献などにより導入意義がさらに高まっている。

こうした背景を受けて、東京都内における大規模開発や設備更新等を見据えて開発規模や期間に応じたCGSの導入を支援し、面的利用・面的融通による需給最適化を図ることで、調整力確保と災害時のレジリエンス強化を進め、カーボンハーフの実現を目指す。

図表 4-1 コージェネレーションシステム導入支援事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
① CGS	○中小企業	○CGSを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること
② 熱電融通インフラ （送電線、熱導管等）	① 2分の1（上限4億円） ② 2分の1（上限1億円）	
	○中小企業以外	○事業規模に応じ、CGSを設置する建築物又は供給対象建築物に一時滞在施設の設置や従業員の安全確保等の災害時の対策を行うこと 等
	①（②と同時設置） 2分の1（上限4億円）	
	①（単独設置） 4分の1（上限2億円）	
	② 熱電融通インフラ 2分の1（上限1億円）	

2 マイクログリッド形成推進事業（事業者エネルギー推進課）

地域内での電気の地産地消、エネルギーの効率的な利用の促進に加え、レジリエンス強化、地域活性化にも資するマイクログリッドの普及拡大を図ることは重要である。そこで、先進的な取組を含むモデル事業を公募し、その成果を広く発信することで、地域での最適な再エネの面的な融通による分散型エネルギーマネジメントシステムの実装を加速化していく。

事業内容：

平常時及び非常時において、再エネを地域で無駄なく最適に利用する分散型エネルギーマネジメントシステムの実装に向けた事業（公募によるモデル事業）の実施

3 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業

（事業者エネルギー推進課）

電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を補助する事業を実施している。変動型の再エネ導入を進めるための大規模な調整力を確保し電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、需要最適化の取組を後押しする。

図表 4-2 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業の補助内容等

助成率	助成上限額
助成対象経費の3分の2以内※ (国等の助成金と併給する場合でも、合計3分の2以内)	20億円

※ EVバッテリーをリユースする場合は4分の3以内

4 需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業

（事業者エネルギー推進課）

現在、「ゼロエミッション東京」の実現や再生可能エネルギーの導入拡大等を見据えた電力需給最適化の推進や、調整力確保が急務となっている。

そこで、東京都内又は東京電力管内における電力需給の最適化の推進を目指すものとして、エネルギー消費の見える化やデマンドレスポンス等の最適化などのエネルギーマネジメントや、アグリゲーションビジネス（ERAB）※、新たな電力料金体系の構築等、需給最適化に資する取組を行う事業者の設備導入等に係る経費の一部を助成するとともに、事業者の取組を促すための普及啓発を行う。

※ ERAB：エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス

分散型エネルギーリソースを束ね、あたかも1つの発電所のように制御するVPP（バーチャルパワープラント）の構築・形成を行うビジネス

図表 4-3 需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業の補助対象等

① 区分：エネルギーマネジメント

助成対象経費※1	助成率	1事業所あたり 助成上限額
----------	-----	------------------

システムの導入・改修	都内中小企業 : 2 / 3	見える化 1,000 万円
エネルギー貯留設備の導入・改修	都内での ERAB 実施 : 2 / 3	最適制御 5,000 万円
	上記以外（東電管内※ ² ） : 1 / 2	

※1: リース契約等の事前の現地調査費・機器設置工事費等(ランニングコストは助成対象外)

※2: 都外の場合は ERAB 参画が必須

② 区分：アグリゲーションビジネス（ERAB）

助成対象経費	助成率	助成上限額
システムの構築・改修 (都登録アグリゲーター※ ³ のみ申請可)	都内中小企業 : 2 / 3	1,250 万円／システム
再エネ発電の設備の導入	都内での電力の市場供出 : 2 / 3	7,500 万円／所
エネルギー貯留設備の導入	上記以外（東電管内） : 1 / 2	1 億 5,000 万円／所
通信機器の導入		50 万円／所

※3: 都登録アグリゲーター：

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 の 4 号に規定する特定卸供給事業者及び、特定卸供給事業者と契約を締結して、需要家に対して ERAB を提供する事業者で、別に定める登録を受けた者

第5 水素・新エネルギー施策の推進

水素は、利用の段階でCO₂を排出しないなど多くの優れた特徴を有しているほか、大規模・長期間のエネルギー貯蔵が可能であり、再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力として有望である。また、昨今の国際情勢や自然災害などによりエネルギーの安定供給が危ぶまれる中、水素は、多様な資源からの製造が可能なことから、調達先を多様化することができ、エネルギーの安全保障やレジリエンスの向上にも寄与する。

水素は産業のすそ野が広く、運輸・発電・熱利用等幅広い分野での活用が期待されることから、水素エネルギー技術の一層の社会実装化を進め、更なる需要拡大を目指す必要がある。

しかし、社会実装化に当たっては、インフラ整備などのコスト面、法規制などの制度面、サプライチェーンの構築、都民の理解促進など様々な課題がある。

都は、2050 東京戦略で 2035 年までの水素エネルギーの普及拡大に関する政策目標を設定している。

政策目標

商用車対応水素ステーションの整備※	
目標	2030 年：約 40 基、2035 年：約 100 基
燃料電池自動車・商用モビリティの普及※	
目標	【燃料電池自動車】 2030年：都内で新車販売される乗用車100%非ガソリン化 【燃料電池商用モビリティ】 2030 年：約 5,000 台、2035 年：約 10,000 台

※水素ステーションの整備及び燃料電池自動車・商用モビリティの普及については、第6 ZEVの普及促進に掲載

「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ（令和7年3月）」では、再エネ由来のCO₂フリー水素であるグリーン水素は、再エネの調整力としても有望であるほか、運輸・発電・熱利用等幅広い分野の脱炭素化に貢献するため、脱炭素社会実現の柱の一つとなるよう、需要拡大・早期社会実装化が必要であると位置付けている。

国に対しては、令和6年5月に「水素社会推進法」が成立したことを踏まえ、大規模水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援、水素ステーションの整備促進に向けた更なる規制緩和及びグリーン水素の環境価値評価の確立のほか、民間事業者が長期的視点を持って事業展開ができるよう複数年にまたがる長期的かつ柔軟な財政支援等を強く要望している。

また、令和4（2022）年3月に「東京水素ビジョン」を策定し、2050年の目指す姿（ビジョン）とマイルストーンとなる2030年に向けた水素施策展開について、取組の方向性を紹介するとともに、令和4（2022）年8月から7回にわたり、国際的な水素サプライチェーン構築やグリーン水素等の普及について先進的な取組を行う企業や自治体と意見交換等を実施する「東京グリーン水素ラウンドテーブル」を開催し、企業との連携を強化して、水素の更なる社会実装やサプライチェーン構築に向けて取り組んでいる。

加えて、脱炭素社会に向け、水素を含む新エネルギーの開発・利活用に係る取組の支援を強力に進める必要から、新エネルギー等の開発・普及を早期に促進するための支援も行っている。

1 再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業（新エネルギー推進課）

(1) グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとなるグリーン水素の活用を促進するため、事業者による設備の導入を促進する。

図表5-1 グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象設備	補助率※1	補助上限額	補助要件
グリーン水素製造設備	2/3	3億円	・補助対象設備を都内（グリーン水素製造・貯蔵・運搬設備については、東京電力管内も可※2）の事業所等において新たに設置すること。 ・グリーン水素や水素を利用する機器に関する普及啓発を実施すること。
グリーン水素貯蔵設備			
グリーン水素運搬設備			
純水素型燃料電池			
その他の水素利用設備※3（専焼/混焼）	2/3（混焼機器は1/2）	3億円（混焼機器は2億2,500万円）	

（※1）国補助併給時には、助成対象経費から国補助額を差し引いた額に、都補助率を乗じた額とする。

（※2）都内へのグリーン水素供給量を1/2以上にすること。

（※3）混焼機器には水素利用率の条件あり。

(2) 福島県産グリーン水素の利用

東京都、福島県、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び公益財団法人東京都環境公社の四者で締結した協定（平成28年5月）に基づき、環境イベントなどでの相互の取組紹介やグリーン水素の活用等に関する専門的知見の共有等に取り組んでいる。令和7年2月に福島県と協定を締結し、水素社会の実現に向け、モビリティ分野等における普及拡大、グリー

ン水素の活用促進、水素関連産業の振興等を図るため、相互に連携・協力している。

令和6年5月からは、NEDOの実証施設である「福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)」で製造したグリーン水素について都内での利用拡大を進めている。さらに、都営バスが保有する燃料電池バスの一部で福島県浪江町の子ども達がデザインしたラッピングバスを運行し、取組のPRを行っている。

2 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（新エネルギー推進課）

（区市町村向け補助は環境局で所管）

事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する事業者に対して、設置に対する補助を行う。

図表5-2 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業の補助対象等

補助対象	補助率・補助上限額	条件
業務・産業用 燃料電池	3分の2 ＊定格発電出力 (5kW超＊ 上限額3億3,300万円 1.5kW超～5kW以下＊ 上限額1,300万円)	設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること等

※ 国補助併給時には、国補助を控除

3 水素社会実現に向けた普及促進（新エネルギー推進課）

水素エネルギーの普及に当たっては、利用する意義や安全性などに関する都民・事業者の理解を深めることが重要であることから、イベント等への出展及び水素エネルギー特集ホームページの運営を通じて、都民等に対して幅広く水素の情報発信を行うことにより認知度を高めていく。

4 企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業（新エネルギー推進課）

平成29年度に水素エネルギーの普及に向け、官民一体によるムーブメントを醸成すべく、民間企業や都内自治体等の100以上の団体と共に「Tokyo スイソ推進チーム」を組織した。

都と「Tokyo スイソ推進チーム」参加団体が連携してイベントを実施し、企業・団体等の取組状況をPRすることで普及促進に向けたムーブメントを醸成する。

5 水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業（新エネルギー推進課）

水素の社会実装化に向けて先進的な取組を行う都市等を招聘した国際会議の実施や、協定締結都市との連携事業を実施することで、国際サプライチェーン構築や需要拡大に向けた取組を推進している。

令和5年度からは、海外都市・企業等の先進的な取組及び都施策の情報発信や、取組の加速等を目的とした水素エネルギーをテーマとする国際会議「HENCATokyo」（水素エネルギー行動会議）を開催している。また、令和6年2月には、豪ニュー・サウス・ウェールズ州と水素エネルギーの社会実装化に関する合意書を締結、同年12月には、豪クイーンズランド州とクリーンエネルギーの貿易・投資における協力に関する合意書を締結した。

令和7年度は、これら豪2州との連携事業として、シドニーで開催される水素エネルギー関連の展示会に出展し、水素関連技術等を持つ都内中小企業等のPRやビジネスマッチングを新たに行う。また、東京を目的地とした国際的な水素サプライチェーン構築に向けた課題等の検討調査を新たに実施する。

6 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業（新エネルギー推進課）

都内設置に適した形でグリーン水素の製造から利用まで設備をパッケージ化したモデルプランを水素製造設備メーカー等から公募し、当該モデルプランを導入する事業者に対し支援を実施する。

図表5-3 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業の補助対象等

補助対象設備	補助率	補助上限額
ワンパッケージ	10/10	4億円 (水素製造能力 10N m ³ /h 以上)
		3億3,000万円 (水素製造能力 10N m ³ /h 未満)
ワンパッケージ以外	10/10	2億8,000万円 (水素製造能力 10N m ³ /h 以上)
		2億4,000万円 (水素製造能力 10N m ³ /h 未満)
再エネ電力製造設備	10/10 (水素製造能力を超える分は 2/3 以内)	5,400万円 (24kW あたり 720万円)

※ 国補助等併給時には、補助対象経費から国補助等を控除した額を補助対象経費とする。

7 グリーン水素の活用事業（新エネルギー推進課）

グリーン水素の活用促進等に関し連携することを目的として、令和4年10月に「グリーン水素の活用促進に関する基本合意書」を山梨県と締結した。これを踏まえ、令和5年5月に東京国際展示場に、令和7年4月にお台場海浜公園に燃料電池を設置し、グリーン水素を供給、当該施設の電力の一部に活用するとともに、施設来場者等へのグリーン水素活用のPRを実施している。

8 グリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

都がグリーン水素製造・利活用のモデルを示しグリーン水素の普及拡大を推進するため、都用地におけるグリーン水素製造設備の設置に向けた施設整備等を実施し、水素製造設備第一基目の稼働を開始する。

9 グリーン水素の産業利用促進事業（新エネルギー推進課）

都民にグリーン水素を身近に感じてもらうとともに、民間事業者のグリーン水素の利用・転換を推進するため、産業分野において東京都産グリーン水素を原料として利用するパイロット事業を実施し、取組や成果を発信する。

10 中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

中央防波堤に太陽光発電設備及び水素製造設備等を整備し、太陽光発電による電力を活用してグリーン水素を製造する。

11 グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業（新エネルギー推進課）

東京都内でグリーン水素を率先して利用する事業者等を前年度の利用実績に応じて認証し、取組を広く周知するとともに、利用量に対する奨励金を支給することで、都内におけるグリーン水素の活用等を促進していく。

12 グリーン水素取引推進事業（新エネルギー推進課）

グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組として、制度設計及び水素需給等に係る調査検討を行う。併せて、国産グリーン水素を用いたトライアル取引を実施し、得られた知見を制度設計に活用する。

13 パイプラインを含めた水素供給体制構築事業（新エネルギー推進課）

将来的な海外からの水素受入を想定した空港臨海エリアへの水素供給体制構築に向け、関係者間での合意形成を目指し、官民の協議会を設置・事務局運営を実施するとともに、川崎臨海部から空港臨海エリアに対するパイプライン等の検討を主導的に進めていくため、事業性に関するフィージビリティスタディ等を民間企業と共同で実施する。

14 東京における水素実装課題解決技術開発促進事業（新エネルギー推進課）

東京における水素の運搬方法等、水素の利活用に係る課題について、優れた技術を有する民間企業等と都が協定を締結の上、その解決に向け共同で取り組むことにより、水素の更なる普及拡大を目指す。

15 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（新エネルギー推進課）

2030年のカーボンハーフや2050年のゼロエミッション東京の実現、そして東京の産業振興等に寄与するため、新エネルギーの開発及び当該エネルギーの利活用・普及に資するシステム・製品・サービスの調査研究、技術開発、実証、実装等にかかる取組に対して、必要な経費を支援する。

図表 5-4 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業の主な概要

補助対象	補助額等	主な条件
新エネルギー推進に係る技術開発や実証等に必要経費	補助限度額 30 億円 対象となる経費の 3 分の 2 以内。 下限となる総事業費は 10 億円。	都内に本店又は支店を置く大企業と一体となったグループ (事業期間中に都内中小企業 1 者以上を含む。)

16 東京都環境科学研究所水素エネルギー調査研究（新エネルギー推進課）

温室効果ガスの排出が少ない水素の水準や水素製造装置等の技術開発動向把握など、水素エネルギーの都内実装に必要な調査・研究を実施する。

第6 ZEVの普及促進

ゼロエミッション東京の実現に向け、自動車についても、走行時にCO₂を排出しないゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及が重要である。平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるZEVの割合を50%まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上、公共用急速充電器1,000口とする目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げ、さらに令和7年3月の「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」においては、令和17（2035）年までにEVバス導入1,300台、EVトラック導入7万台とする目標を掲げた。

これらの目標の達成に向け、ZEVの普及を加速させるため、事業者の取組を支援する施策等を進めていく。

1 ZEV等普及促進事業（事業者エネルギー推進課・新エネルギー推進課）

(1) ZEV普及促進事業

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管）

ア 電気自動車・電動バイク等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。

令和7年度から、自動車メーカー別の上乗せ補助額において、ZEV乗用車の販売実績等に加え、新たにGX実現に向けた取組や車両のラインナップ数等について評価し補助額を設定することを開始した。

図表 6-1 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 20 万円 給電機能 無 10 万円	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 40 万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ 100%電力メニューの契約時 15 万円 又は 太陽光発電システム設置時 電気自動車 30 万円、 プラグインハイブリッド自動車 15 万円	

	④充放電設備（V 2 B）又は公共用充電設備導入による上乗せ補助額 一口につき最大 10 万円	
	⑤高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～④の合計額に 0.8 を乗じた額	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 用外部給電器	購入額の 2 分の 1（上限額 40 万円）	
電動バイク	同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額（上限額 48 万円）	

イ 燃料電池自動車等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、燃料電池自動車（F C V）及び外部給電器の購入補助を行う。

図表 6-2 燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 150 万円 給電機能 無 140 万円 ②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 40 万円 ③充放電設備（V 2 B）導入による上乗せ補助額 最大 10 万円 ④再エネ電力導入による上乗せ補助額 25 万円 ⑤高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～④の合計額に 0.8 を乗じた額	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
燃料電池自動車用外部給電器	購入額の 2 分の 1（上限額 40 万円）	燃料電池自動車の所有者であり、主に都内で使用されること 等

(2) 燃料電池バス・タクシー導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

バス・タクシー事業者等に対して、燃料電池バス（以下「F C バス」という。）の車両導入費及び燃料電池タクシー（以下「F C タクシー」という。）の車両導入費・燃料費の補助を行う。

図表 6-3 燃料電池バス・タクシー導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池バス	助成対象経費から国等の補助額及び基準額（助成対象バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額）を差し引いた額 上限額：5,000 万円 【上乗せ補助】 ①集中的な導入に対する補助 ②水素ステーション整備と連動した補助 上限額（①②いずれかの要件を満たす場合）：2,000 万円 ③グリーン経営認証又は ISO14001 認証取得事業者の場合 50 万円上乗せ	使用の本拠が都内にあること等 ①集中的な導入に対する補助 5 年度以内に、F C バスを 5 台以上純増させる計画書の提出 ②水素ステーション整備と連動した補助 都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合 ③グリーン経営認証又は ISO14001 認証取得事業者の場合 ①、②のどちらも対象外の場合
燃料電池タクシー	【車両導入費】 本体購入費用、装備類費用及び改造費の合計額から国補助等の額及び基準額（助成対象タクシーと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額）を差し引いた額 上限額：370 万円 【上乗せ補助】 ①集中的な導入に対する補助 ②水素ステーション整備と連動した補助 上限額：240 万円（①②いずれかの要件を満たす場合） 【燃料費】 水素燃料代実績から水素充填量実績に LP ガス相当分単価を乗じた額を差し引いた額 上限額：130 万円	使用の本拠が都内にあること等 ①集中的な導入に対する補助 5 年度以内に、F C タクシーを 5 台以上純増させる計画書の提出（中小企業者は 3 台以上） ②水素ステーション整備と連動した補助 都内の自らの営業所等（コンソーシアムやグループ会社の敷地内を含む）に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合

(3) E V バス・E V トラック導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

バス又はトラックを事業用に供する者に対して、E V バス、P H E V バス、E V トラック及び P H E V トラックの購入補助を行う。

図表 6-4 E Vバス・E Vトラック導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
E Vバス、P H E Vバス、E Vトラック、P H E Vトラック	同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額：4,200 万円） 【上乗せ補助】 ①グリーン経営認証又は ISO14001 認証取得事業者の場合 50 万円上乗せ ②充放電設備（V 2 B）又は公共用充電設備を導入した場合 一口につき最大 10 万円上乗せ	使用の本拠が都内にあること 等

(4) Z E V活用による島しょ地域防災力向上事業

（個人、町村向け補助は環境局で所管）

島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する事業者に対して、Z E V中古車の購入補助を行う。

図表 6-5 Z E V活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
Z E V中古車	上限額 30 万円	使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること 等

(5) シェアリング・レンタル用車両Z E V化促進事業

カーシェアリング事業者やレンタカー事業者等に対して、事業等に供する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクの購入補助を行う。

図表 6-6 シェアリング・レンタル用車両Z E V化促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 50 万円 給電機能 無 40 万円	使用の本拠が都内にあり、カーシェアリング又はレンタカー事業用車両であること 等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大 40 万円	
	③充放電設備（V 2 B）又は公共用充電設備導入による上乗せ補助額 一口につき最大 10 万円	
	④高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①～③の合計額に 0.8 を乗じた額	
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 215 万円 給電機能 無 205 万円	

	②充放電設備（V 2 B）導入による 上乗せ補助額 一口につき最大10万円	
	③高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）については、①・②の合計額に 0.8 を乗じた額	
電動バイク	同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額に 5 万円を加えた額（上限額 53 万円）	

(6) e-モビリティ等利活用促進事業

e-モビリティ等（特定小型原動機付自転車、電動バイク及び電動バイク用のバッテリー）の新たな利活用を促進する先駆的取組を公募し、需給両面からバイクの非ガソリン化に向けた取組を共同で実施する。

(7) 燃料電池等トラック実装支援事業

燃料電池トラック（以下「F C トラック」という。）または水素エンジントラックを導入する事業者等に対して、車両導入費、改造費及び燃料費の補助を行う。

図表 6-7 燃料電池等トラック実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池トラック 水素エンジントラック	【車両導入費（F C トラック）】 車両本体価格（助成対象者が中小企業の場合はリース契約費用）から国補助等の額及び助成対象トラックと同等仕様のディーゼルトラックの車両本体価格（またはリース契約費用）を差し引いた額 上限額： 1,300 万円（F C 小型トラック） 5,600 万円（F C 大型トラック） ※助成対象者が中小企業の場合 2,600 万円（F C 小型トラック） 9,600 万円（F C 大型トラック） 【改造費（水素エンジントラック）】 車両改造費用から国補助等の額を除いた額に 3 分の 2 を乗じた額 上限額：1,100 万円 【上乗せ補助（車両導入費・改造費）】 ①集中的な導入に対する補助 ②水素ステーション整備と連動した補助	使用の本拠が都内にあること 等 【上乗せ補助】 ①集中的な導入に対する補助 5 年度以内に、F C トラック

	上限額（①または②を満たす場合）： 3,400 万円（F C 小型トラック） 11,500 万円（F C 大型トラック） 1,100 万円（水素エンジントラック） * F C トラックは基本補助と合わせた 上限額 ③グリーン経営認証又は ISO14001 認 証取得事業者の場合 50 万円上乗せ （F C トラックのみ） 【燃料費】 水素燃料代実績から水素充填量実績に 軽油相当分単価を乗じた額と国補助等 の額を差し引いた額 上限額： 900 万円（F C 小型トラック） 2,880 万円（F C 大型トラック） 1,200 万円（水素エンジントラック）	クを一定台数以上純増させ る計画書の提出 *一定台数 大企業：5 台（大トラ含ま ない場合は 10 台） 中小企業：3 台 ②水素ステーション整備と 連動した補助 都内の自らの営業所等に定 置式水素ステーションの整 備又は誘致を図り、商用の 目的で運用する場合 ③グリーン経営認証又は ISO14001 認証取得事業者 の場合 ①、②のどちらも対象外の 場合
--	--	--

(8) 燃料電池フォークリフト実装支援事業

燃料電池フォークリフトを導入する事業者等に対して、車両導入費の補助を行う。

図表 6-8 燃料電池フォークリフト実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池フォークリフ ト	助成対象経費から基準額（定格荷重、 装備類等の仕様が同等のエンジン式 フォークリフトの購入費用）を差し引 いた額の 2 分の 1 又は基準額及び国等 の補助金を差し引いた額 上限額：600 万円 【上乗せ補助】 ・水素ステーション整備と連動した補 助 上限額：350 万円	使用の本拠が都内にあるこ と 等 ・水素ステーション整備と 連動した補助 都内の自らの営業所等に定 置式水素ステーションの整 備又は誘致を図り、商用の 目的で運用する場合

(9) Z E V ごみ収集車実装支援事業

早期に燃料電池ごみ収集車（以下「F C ごみ収集車」という。）の量産化を促進するため、令和 5 年度に試験利用を希望する区市町村及び本格的導入を目指す区市町村を募集し、実施区市町村を決定した。この試験利用を希望する区市町村に一定期間無償貸与することで、車両性能の体感や導入効果の検証等ができる機会を創出する。また、本格的導入を目指す区市町村に対して車両導入費等の支援を行う。

図表 6-9 Z E V ごみ収集車実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池ごみ収集車	① F C ごみ収集車を 5 台以上導入 助成対象経費の 4 分の 3 から国補助等を差し引いた額 ② 商用水素ステーションの整備又は誘致を図り、F C ごみ収集車を 10 台以上導入 助成対象経費から国補助等を差し引いた額(水素ステーション運用開始前は、助成対象経費の 5 分の 4 から国補助等を差し引いた額)	使用の本拠が都内にあること 等

(10) 空港等における F C モビリティ早期実装化支援事業

空港臨海エリアにおける水素需要を喚起するため、航空機地上支援車両（以下「G S E 車両」という。）を燃料電池等によって駆動する G S E 車両に改造し試験運用及び導入効果の検証を行うなどし、事業者を支援する。

2 充電設備普及促進事業（事業者エネルギー推進課）

（住宅、区市町村向け補助は環境局所管）

充電設備の所有者に対して、都内に設置する充電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-10 充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
非公共用充電(事務所・工場等)、公共用充電(商業施設・宿泊施設等)	【設備購入費】 国の補助金交付額と合わせて 10 分の 10 (機器によって上限額あり。一部都単独で 10 分の 10)、蓄電池付きの場合 335 万円上乗せ 【V 2 B 設備購入費】 設備購入費から国の補助金交付額を除いた額※ 上限額：250 万円 (V 2 B) 30 万円 (エネルギーマネジメントシステム) V 2 B 導入基数 1 基：補助率 2 分の 1 V 2 B 導入基数 2 基：補助率 4 分の 3 V 2 B 導入基数 3 基以上：補助率 10 分の 10 【設置工事費】 設置工事費から国補助額を除いた額 上限額： 普通充電設備 (充電用コンセント以外)	都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること 等

	135 万円(1 基目)、68 万円(2 基目以降) 充電用コンセント 95 万円(1 基目)、48 万円(2 基目以降) 機械式駐車場 171 万円(1 基目)、86 万円(2 基目以降) (車両導入と同時申請の場合は、普通 充電設備(充電用コンセント以外) 定額 20 万円/基、充電用コンセント 定額 10 万円/ 基) 急速充電設備 合計出力 1 kW 当たり 6.2 万円を乗じた額 超急速充電設備 合計出力 1 kW 当たり 8 万円を乗じた額 先行配管工事 7 万円/区画(機械式の 場合 30 万円/区画) ほか、機器及び場所に応じた上乘せあ り 【V 2 B 設置工事費】 設置工事費から国補助額を除いた額※ 上限額：125 万円 V 2 B 導入基数 1 基：補助率 2 分の 1 V 2 B 導入基数 2 基：補助率 4 分の 3 V 2 B 導入基数 3 基以上：補助率 10 分 の 10 【受変電設備改修費】 新設する充電設備の合計出力が 50kW 以 上になる場合 上限額 435 万円 【遠隔制御用エネルギーマネジメント 設備導入費】 上限額 30 万円 【既設充電設備の撤去費】 充電設備の更新にて、合計出力が向上 する場合、撤去費の 1/2 を補助 超急速：上限額 100 万円/基 急速：上限額 75 万円/基 上記以外：上限額 25 万円/基 【機械式駐車場パレット更新費】 充電設備を設置し、パレットの改修が 必要な場合 上限額 140 万円/パレット 【運営費】 公共用充電設備が対象。維持管理費は 設置から 3 年間、電気基本料金及び土 地の使用に要する経費は設置から 8 年 間が対象 (維持管理費及び電気基本料 金は、超急速・急速充電設備のみ対象)	
--	--	--

	維持管理費：上限額 40 万円／年 電気基本料金：上限額 66 万円／年(急速) 334 万円／年(超急速) 土地の使用に要する経費：上限額 62 万円／年	
--	---	--

※ 設置基数により、上限額は異なる。

3 電動バイク充電環境促進事業（事業者エネルギー推進課）

（個人向け補助は環境局で所管）

都内に事業所等を有する事業者に対して、電動バイクの充電環境の整備を促進するため、バッテリーの専用充電器の購入費やバッテリーシェアリングサービス料の補助を行う。

図表 6-11 電動バイク充電環境促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電動バイク専用充電器等、バッテリーシェアリングサービスの基本料金	上限額 5 万円 ※バッテリーシェアリングサービスの場合は月 1,400 円を上限とし、最大 3 年間にわたって交付	「ZEV普及促進事業」または「シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業」に申請する電動バイクで利用するものであること等

4 水素ステーション設備等導入促進事業（新エネルギー推進課）

(1) 水素ステーション整備及び運営に対する補助

水素ステーションの整備又は運営をする事業者に対して、水素ステーションの整備費及び運営費の補助を行う。

図表 6-12 水素ステーション設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
整備費	【大規模 ST 整備】 （供給能力 500N m ³ /h 以上） 国と都の補助を合わせて全額補助 （国と都補助を合わせた上限額 10 億円） 【大規模以外の ST 整備】 国と都の補助を合わせて整備費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助） （供給能力 300N m ³ /h 以上 500N m ³ /h 未満 上限額 5 億円、供給能力 50N m ³ /h 以上 300N m ³ /h 未満 上限額 3.6 億円、50N m ³ /h 未満 上限額 2 億円） 【増設・改修】 燃料電池バス・トラック対応に必要な費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助）（上限額 4 億円） 【障壁】 整備費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助）（上限額 3,000 万円） 【既存設備等の撤去・移設】	都内に設置されていること等

	整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 3,000 万円）（バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。） 【土地の造成】 造成費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 2 億円） 【水素 ST 併設・転換に伴う損失経費】 全額補助（上限額 500 万円）（バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。） 【FCV 以外（FL・船等）用 ST 整備】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 3 億円） 【建築工事費等】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 1 億円。ただし、次世代キャノピーを含む場合 2 億円） 【水素パイプライン整備】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 10 億円） 【基本設計費】 全額補助（中小企業のみ）（上限額 1,000 万円） 【太陽光発電設備の設置】 設置費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 2 億円） 【水電解装置の設置】 設置費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 10 億円）	
運営費	【土地賃借料（令和3年度以前整備）】 土地賃借料の4分の1 【土地賃借料（令和4年度以降整備）】 土地賃借料の5分の4（中小企業は全額補助） ステーション運営費 乗用車用の場合 大企業 上限額 500 万円／年 中小企業 上限額 1,000 万円／年 燃料電池バス対応で1系統設備の場合 大企業 上限額 1,000 万円／年 中小企業 上限額 2,000 万円／年 燃料電池バス対応で2系統設備の場合 大企業 上限額 2,000 万円／年 中小企業 上限額 4,000 万円／年 営業時間拡大に伴う上乗せ 大企業 上限額 2,000 円／時間(深夜割増 1.25 倍) 中小企業 上限額 4,000 円／時間(深夜割増 1.25 倍) 【機器予備品購入費】 全額補助（中小企業のみ）（上限額 500 万円） 【計画外設備修繕費】 全額補助（中小企業のみ）（上限額 1,000 万円）	

	【グリーン電力購入費】 グリーン電力と通常電力の価格差（中小企業のみ）	
水素燃料費	都内燃料電池バス 水素販売価格と軽油相当額の価格差	

(2) 都用地等活用水素ステーション整備

平成 28 年 3 月に、江東区潮見の公益財団法人東京都環境公社の用地を活用して、民間事業者が商用水素ステーションを開設した。

また、令和 2 年 2 月に都用地としては初めて、下水道局が所管する葛西水再生センターの敷地の一部を活用して、民間事業者が燃料電池バス対応水素ステーションを開設した。

令和 5 年 9 月に、江東区新砂の都用地で燃料電池バス・トラック対応の水素ステーションを整備する事業者を公募の上、決定し、水素ステーション開設に向けた準備を進めている。

令和 7 年 1 月に、都内初の都用地（新宿区西新宿）を活用したグリーン水素を供給する定置式水素ステーションを整備する事業者を公募の上、決定し、水素ステーション開設に向けた準備を進めている。

5 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業（新エネルギー推進課）

35MPa の水素ステーションとカーシェア等※を併せて実施する事業者に対象経費をパッケージで補助を行う。

※カーシェア・レンタカー事業、タクシー・ハイヤー事業、カーリース事業

図表 6-13 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ステーション整備費	整備費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助）（上限額 ST 規模により 1.5 億円～5 億円）	都内に設置されていること等
ステーション運営費	整備費用の 2 分の 1（中小企業は全額補助）（大企業 上限額 500 万円／年、中小企業 上限額 1,000 万円／年）	
カーシェア等 F C V 導入費	上限額 300 万円／台	
カーシェア等事業開始費	事業開始費用の 2 分の 1（上限額 500 万円）	

6 水素モビリティ・ステーション普及加速化総合支援事業（新エネルギー推進課）

水素モビリティの需要創出やステーション事業者とのマッチング等の一体的支援により、水素モビリティの普及や水素ステーションの整備を促進する。

7 中小企業等への水素ステーション導入に向けた支援事業

(新エネルギー推進課)

中小企業等に対し、水素ステーション導入や運営に関する相談窓口の開設や講習会等の実施により、水素ステーションの整備や運営に向けた支援を行っている。

また、中小企業等による水素ステーションの整備を促進するため、水素ステーション導入に向けた手続の支援など経営面と技術面において伴走型で支援する。

8 GX実現に向けたキャンペーンの展開（計画課）

令和5年度から開始しているZEVの認知度向上に向けた年間キャンペーンを引き続き実施することに加え、脱炭素社会の実現に向けた取組について、集客力のある大規模イベントを活用して普及啓発を行う。